（音声伝送交換機能の接続料）

第十二条　第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（データ伝送交換機能の接続料）

第十三条　第四条第二号に掲げる機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

（番号ポータビリティ転送機能の接続料）

第十四条　第四条第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（ショートメッセージ伝送交換機能の接続料）

第十五条　第四条第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章　精算

第十六条　事業者は、法第三十四条第六項の規定による会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定事業者」という。）は、この省令の公布の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても同項の規定に基づく変更の届出をすることができる。

3　総務大臣は、施行日前においても第三条ただし書の規定に基づく承認を行うことができる。

（経過措置）

4　第二種指定事業者は、施行日までに附則第二項の規定による届出をしない場合は、この省令の公布の際現に法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令の規定に合致させるため、施行日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

5　この省令の施行の際現に法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、この省令の規定に合致しているものとみなす。

○厚生労働省令第四十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第一項及び第四十七条第一項並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第二項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

別表第五第一号の表写真科の項の次に次のように加える。

ビルクリーニング科	ビルクリーニング一般 ビルクリーニング作業法 材料 建築物一般 電気 関係法規 安全衛生	一五〇	二二

別表第五第二号の表写真科の項の次に次のように加える。

ビルクリーニング科	ビルクリーニング一般 ビルクリーニング作業法 材料 建築物一般 電気 関係法規 安全衛生	一五〇	二二

別表第五第三号の表ビルクリーニング科の項を削る。

別表第十一の四写真の項の次に次のように加える。

ビルクリーニング	一級、二級、三級、基礎一級及び基礎二級	

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「職種」の下に「（等級の区分が一級のものに限る。）」を加える。

（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第三条　職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

表知的財産管理の項中「一般社団法人知的財産教育協会」を「一般財団法人知的財産研究教育財団」に改め、同表ビルクリーニングの項中「一　実技試験　二　学科試験」を

一　一級
　イ　実技試験
　ロ　学科試験
二　二級
　イ　実技試験
　ロ　学科試験
三　三級
　イ　実技試験　に改める。
　ロ　学科試験
四　基礎一級
　イ　実技試験
　ロ　学科試験
五　基礎二級
　イ　実技試験
　ロ　学科試験